

外国人と教育の現実

田村 エミリオ



1987年8月に来日。

ブラジルでも日本語を勉強していたので言葉には苦勞しなかったが、「夏の暑さには驚きました」。

現在は、(特活)浜松NPOネットワークセンター・多文化共生委員会委員として、浜松での外国人施策の提言活動にも取り組んでいる。

(本プログラムで予定していたエマヌエウのヘナタ校長が急用のため、通訳をお願いしていたエミリオさんに現状報告をお願いしました。)

ブラジルの日本人学校

ブラジルの学校は半日で終わります。朝、行って、お昼に帰ってくる。またはお昼から行って、夕方に帰ってくる。高校はさらに夜間があります。小学校と中学校は日本みたいに分かれてなくて、1年生から8年生になっています。4年生まで僕は、朝、ブラジルの学校に行って、昼、帰ってきて、日本人学校に通っていました。

そこでは100人近い日系人の子供達が寮生活で、家から通う生徒を入れると250人ぐらいいました。僕は週末になったら、うちに帰る生徒でした。そこでは日本の国語の教科書を使っていました。ですから「きつねのゴン」の話とかは知っています。

2つの文化にゆれる子どもたち

ブラジルだったら、僕は半日と半日で分けて行けたけど、日本の学校制度は全日制だから、母国語と日本語を半分ずつというわけには行かない。今の状態では、ブラジル人学校に行っている子どもたちはポルトガル語しか身につかない。親たちはまたブラジルに戻ると考えているけど、もしブラジルの経済が悪化して、2、3年で戻る計画が5～6年になって、子供が卒業して、いざ高校か大学に行くとしたら、日本で

高校に行っても日本語はわからない氏、入試も通らない。大学もそうです。

私たちはブラジル社会と日本社会という2つの交わらない「平行社会」に生きているのです。ブラジルにいたときは「ジャポネーズ」(日本人)といわれてきた。悪い意味ではないけど、日本ではブラジル人といわれる。浜松にはブラジルの店もたくさんあるし、日本語をしゃべらなくても生きていける状態になっています。平行社会の真ん中に1つの壁がある感じです。その壁が崩れたらどうなるか。日本語がわからない子どもたちが、ブラジル人社会が崩れたとき、どうなるのか。それが、問題だと思います

ブラジル人学校と未就学

現在、浜松だけでも3つのブラジル人学校があり、450人ぐらいが通っています。ブラジル人学校ができると、公立の小中学校から子どもたちが異動することがあるので、浜松以外の地域でも、日本の公立学校へ通うブラジル人の児童・生徒は、半分ぐらいしかいません。

ブラジル人学校の学費は、2～4万円です。兄弟がいるとその分あがりますから、家族にとっては大きな出費です。最近は景気が悪くなり、ブラジル人学校へも通わなくなる子どもたちも

出てきています。

ブラジルでも学校に通わない子どもたちはいましたが、あちらでは貧しいから行かない。こちらでは公立の学校が楽しくないから行かないのです。いじめもありますし。なぜ行かないのかということをもっと詳しく研究する必要があると思います。

また、ブラジルが8年制で日本が6・3年制なので、ちょうど中学3年の学年がういてしまっていて、学校へ行っていないこともあります。

人生設計と非行

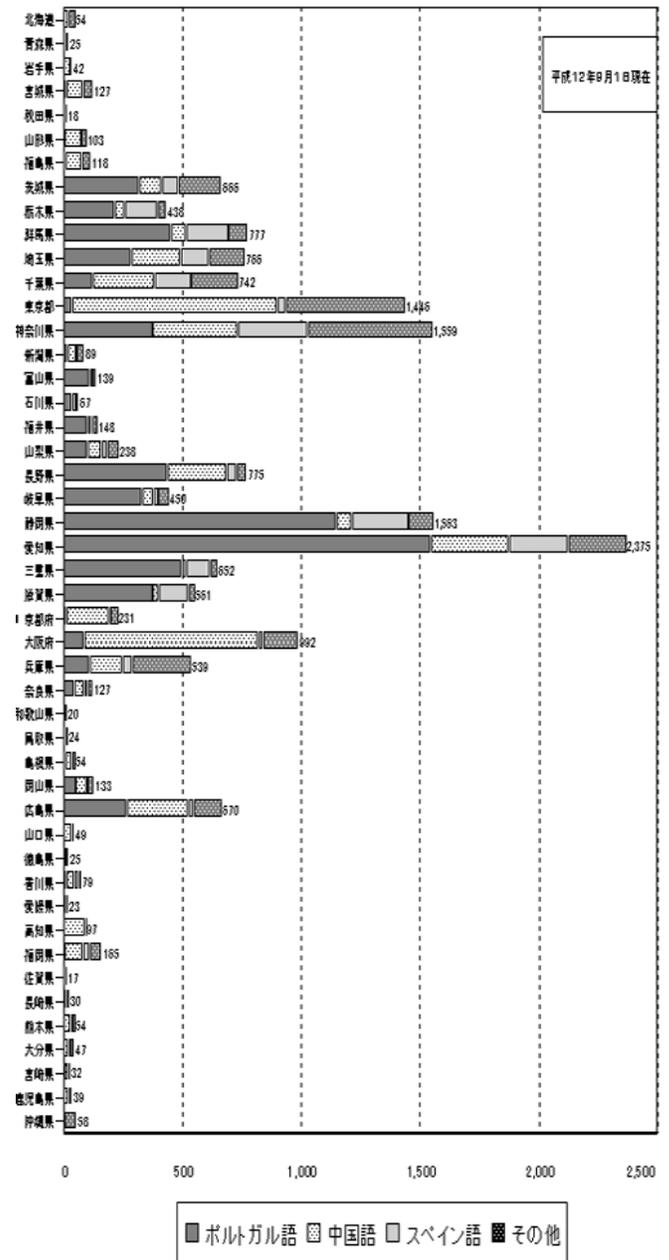
あちらでは学校に行かないと出世できない。最低でも高校を卒業しないといい仕事には就けません。だからブラジルへ帰るのを前提で来ている家族では、ブラジル人学校に入れて、高校までは行かして、帰ってあちらの大学に行かして、卒業させていい会社に勤めさせるという考えがあります。ブラジルを諦めて、こっちで永住のような形を取る家族の中には、学歴はどうでもいいという考えがあるかもしれない。

無理して日本の学校へ通ったり、高い学費を払ってブラジル人学校へいかななくても、ブラジルの数倍の賃金が稼げるではないか。そう考えるのも無理はないと思いますし、実際、日本語がわからなくても、親と同じ工場で働くことができます。

こうして目標を失った子どもたちの中で、非行に走る子どもたちも出てきます。残念なことです。覚醒剤に手を出すものもいます。

日本とブラジルでは行政の制度がちがいます。僕も「自治体」や「NPO」という考え方を、去年はじめて知りました。教育については行政の役割も多いと思いますが、ブラジル人へいろんな情報を流すだけでも、大きな効果があると思います。

図1-7 母語別在籍状況(小・中学校)



図表10 都道府県別・言語別 日本語指導が必要な児童・生徒数

(2001年度文部科学省ホームページより)

外国人教育への取り組みと展望について

中島 智子



プール学院大学国際文化学部教授（多文化社会論担当）
在日コリアンの教育問題への取り組みを経て、アメリカやオーストラリアの多文化教育を研究。大阪府学校教育審議会委員などもつとめる。

主な著書に『多文化教育 - 多様性のための教育学』（編著・明石書店、1998）、『多文化教育と在日朝鮮人教育』（全朝教ブックレット1、1995）などがある。

在日コリアンの教育に学ぶこと

私は四半世紀のあいだ、在日コリアンの教育を考えてきましたので、「ニューカマー」の子どもたちの教育を考えるとときはいつも、行きつ戻りつする思考回路で考えています。

ニューカマーの人達がどんどん増えてくる。現場の関心も市民活動の関心もニューカマーに向いていく。でも在日コリアンの問題が解決しているわけではない。多文化教育、在日外国人教育という枠では、両方がグループに入るにもかかわらず連続していない。エミリオさんは「平行社会」とおっしゃいましたが、在日コリアンの社会もずっといわれてきたことです。

在日コリアンは1945年9月頃、すでに自分達の子どもが朝鮮語を取り戻す、あるいは持続させるための教育機関として「国語講習所」を作っています。人間はどういう状況にあっても、子どもたちのために学校を作るわけですね。この「国語講習所」が「民族学校」へ発展していきます。当時、民族学校は祖国志向であったり、帰国を前提とした教育と考えられていました。サンフランシスコ講和条約までは在日コリアンは日本国籍を持っていると見なされたので、政府は民族学校を認めず、教育基本法の解釈の元で彼らは日本の義務教育を受けなければいけないと、民族学校を弾圧しました。その

後蘇って、今日では全国に百数十ぐらいの民族学校が作られています。

バイリンガル教育

民族学校ではどんな教育が行われるのでしょうか。例えば朝鮮学校は基本的には共和国系の学校ですから、本国から教育資金が提供されたり、教科書とかカリキュラムは本国に類似したものを行っています。80年代までは祖国志向で、帰国前提の教育を行っていました。いまは少しずつ定住型の教育に変わってきており、カリキュラムの上でも90年代に日本定住型のプログラムに変えてきています。

もう1つ、朝鮮学校の特徴は、バイリンガル教育をやっているということです。日本人にとっての「バイリンガル教育」とは、英語と日本語のバイリンガルなど、上流のプラスイメージかもしれませんが。日本語と朝鮮語のバイリンガルには価値を置いていなかったし、見ようともしなかったわけです。

朝鮮学校がやってきたのは、まさにバイリンガル教育です。朝鮮学校に行っている子供の母語はすでに日本語です。母語としての朝鮮語は失われているわけです。日本語でずっと育ってきた子供が6歳で学校に入ってから、朝鮮語を全然知らないにも関わらず、学校生活を全て朝

鮮語でやります。

今のブラジル人学校は、多くの子どもたちはポルトガル語を持っていますが、将来は朝鮮学校のように、日本語を覚えてしまった子供にどのようにポルトガル語を獲得させるかというイマージョンのバイリンガル教育の場になるかもしれません。

公教育の取り組みについて

日本の学校はどうしてきたのかというと、民族学校を弾圧したときに、各地に「民族学級」が産まれました。実際は当時の教員に聞きますと「子守りと通訳をしておけ」と言われたといったことを聞きます。同化するまでの過渡的な措置と考えたのでしょうか。しかし、ここ数年ではまた民族学級の設置が増えています。

このほか、いくつかの自治体が私学への補助を例に民族学校への助成や学費の補助を行っています。こうした事例を今後はコリアン以外の文化にも認めていくのかどうか。

1970年代ごろから「多文化主義」を採用しはじめたオーストラリアでは、エスニックスクールを認可しています。生徒ひとりにつき年間いくら、という補助金も出しています。オーストラリアでは、「LOTE」(Language Other Than English)とって、小学校から英語以外の言語を学ぶカリキュラムがあります。このLOTEの単位がエスニックスクールの授業でもとれるようになっていて、移民以外の子どもたちも学びに来る。その言語にルーツを持つ子にとっては、母語・母文化教育に、そうではない子供には多文化教育になっています。

アメラジアンスクールの挑戦

沖縄に米軍基地があります。基地関係のアメリカ人男性と日本人女性の中に生まれた子供をアメラジアンと称しています。アメリカとアジアを合わせてアメラジアンです。アメリカは沖縄だけではなくて、世界中に基地を持っています。韓国、フィリピンにも基地を持っていますから、そういうところでも同じことが発生しているの

で一般的にアメラジアンと言われます。

父親が米軍基地の関係者だと、基地内のインターナショナル・スクールに入れます。授業料は無料です。しかし、何らかの事情で基地から出たとき、あるいは離婚したときは、その子供は通えません。通っても授業料が必要です。そういう子どもが沖縄の公立の学校に行くといじめられます。また、日本の学校に入れると日本人の教育しか受けられない。インターナショナル・スクールに行くと、アメリカの教育しか受けられない。英語でしか教育を受けられない。しかし、この子たちはダブルの存在である。そこで最初は、民間の小さいアパートの間か二間を借りてスクールを始めたのです。

ここでは、「就学免除」「就学猶予」という措置を活用しています。アメラジアンの子どもでも、日本の国籍を持っていると、就学義務の対象になります。アメラジアン・スクールは認可されてない、リースクールみたいなものですから、ここに行ってるだけでは学籍抹消してはいけません。ところが行政が抹消していました。ここでいくら勉強しても学歴的には何も保証されない。中卒の資格もないとなると、日本の社会の中で生きていくことは難しい。そこで公立学校の学籍を復活させるということをやりました。

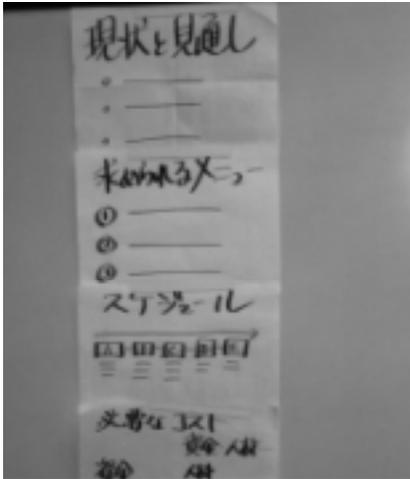
一般の不登校の子の場合、公立学校に籍を置きながら、民間のリースクールに通いますが、学校に席は残るのです。それと同じことをやっただけですが、これまでいかに学籍の抹消がいい加減だったかもわかりました。

いろいろな人達の知恵を得ながら、行政と協働していく。行政もいろいろな形でサポートすると流れになってきています。地域の中で活動しながら、全国のネットワークに広がっていく。アメラジアンスクールは新しい学校運動ではないかと思います。

こうした経験が広く共有されていけば、日本の学校制度そのものが変わっていくのではないかと思います。

事業計画のための9つの質問

川北 秀人



ニーズの2W1H	Why Whom How Far
手法の3W1H	What How When Where
資源の1W1H	Who How Much

図表11 事業計画の9つの質問

「盆栽」アプローチ

事業計画をつくる時、どんな要素を盛り込めばよいのでしょうか。盛り込むべき内容は次の3つです。

現状と見通し
求められるメニューとスケジュール
必要な人材・コスト

3つにまとめていくときに、まずみなさんに考えてもらいたいのが、図表11の「9つの質問」です。

事業計画づくりは、そのものが目的になったり、1回やればもういいと思うことがあるかもしれませんが、「何をやるか」(What)ということより、「この事業をやればどう変化するか」(How Far)ということのモデルを見せることに意味があります。またそのモデルを次にどう使うかという「魂胆」がないとだめです。魂胆を持ってモデルを作るというのは、この事業計画の次にはこういうことが必要だ、という次を見せることです。例えば、今年はNP0で単独でやりますが、次年度以降は自治体と協働でこうしますよとか、もう少し規模の大きなモノをやりますよということです。

事業計画書を見たひとが可能性や将来像を想像できるかどうか。大きな松を盆栽にしてみせ

ると同じです。小さい松1本で、これが100万本、高さ何メートルであつたらいいと思いませんかという話をするところまで持っていけないと意味がないです。

思いの棚卸しで目的を共有しよう

しかし、手段である筈の盆栽が目的になってしまう人がいます。より多くの人に知ってもらおうと、イベントをやることに決まったら、イベントをやるのが目的になってしまったりしませんか。イベントはメディアでありチャンネルです。それを通じて、どう伝わったかを確認して、それでも動かなかった人達はなぜ動かなかったかを確認できるモデルにしないといけない。やってみたことをどう次に生かすかということが大切です。

もうひとつ大切なことは、皆さんは同じ目的を持った人の集まりだから、役割分担、責任の共有ができる。そのためには目的の確認をたまにやる必要があります。組織内でノリが悪いというのは、目的の意識が不明確になっているからです。1年に1回は目的とか目標の棚卸しをしましょう。そのために役立つのが展望のシートです。(図表12)

今、こういう状況だ、去年までこうだった、

来年からこういうことになるのではないか。だから、来年はこういうことをやろうというふうに、場合によっては目的をリフレッシュしてもいいわけです。

こうして目標を共有することで、事業計画づくりや事業そのものが目的化することを防ぎ、成果のある活動が展開できるのです。

コンパクトに表現する

事業計画では、まず活動の目的をコンパクトな言葉で表現することです。例えば組織の設立趣旨を30文字で言えますか。自分達がなぜこの事業をやらなければいけないかということ、コンパクトに伝える習慣を持ってください。「リーフレットの最初のページを読んでください」「うちの年表を見てください」と言われても、何千通も申請書を見なければならぬ助成機関の人達は読んでくれません。

「9つの質問」のポイント

それでは、目的と手段を混同しない、コンパクトに表現する、ということ意識しながら、「9つの質問」に答えることによって計画の骨子をまとめていきましょう。

「ニーズの2W1H」は、なぜ、誰のために、どこまでやるのかを書きます。なぜその事業が必要とされていて、誰のためにやるのか。この「誰のために」は抽象化しない。どの地域にどういう人たちが、今年は何人、来年は呼び寄せ家族が増えて何人になる、という形で具体的な数値で示します。また、その人達は同じニーズを同じ程度、必要としているとか限りません。日本語と母語が完全にバイリンガルできている人もいる、日常言語はできるけど、学校で勉強するには足りないというレベルの違いがあります。誰の場合、どの程度まで必要かということを示します。

次が具体的なプログラムである「手法の3W1H」です。何をどのようにいつどこでやるのか。そして最後が「資源の1W1H」です。誰がやるのか、いくら掛かるのかということです。

何度か事業計画をつくってみると、ニーズの分析がいかに大切であるかわかりいただけだと思います。はじめに予算ありきではないのです。

1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
顧客とニーズ				
関連団体の動き				
社会のうごき（地域・制度）				
98/12 NPO法施行 台湾中部大地震	介護保険法施行 i-mode1000万台	ボランティア国際年 NPO 法人寄付税制	サッカーワールドカップ 総合学習開始	統一地方選 高校も新指導要領
自分たちは何を？				

図表12 展望と目標を確認する（ワークシート）

協働のステップごとの事業例

加藤 哲夫



<ステップ1：チャリティ>

補助金・助成金の交付、遊休施設の提供など
行政の方が圧倒的に力がある分野

<ステップ2：トランザクション>

委託：本来行政がすべきもの、費用や事業の効率で外部へ
共催：実行委員会形式での事業の開催、名義だけ、予算別

<ステップ3：戦略的パートナーシップ>

基本指針・計画への参画
3年計画ぐらいで地域の課題に戦略的に取り組む

図表13 協働の3つのステップ

なぜ行政との協働が必要なのか

NPOは、活動の対象者から代金が取れて、その活動が賄えることはほとんどない。私が携わっているHIVの活動もそうです。患者や相談者からお金を取ることは一切ありません。だから自腹を切るというところから脱出するためには、様々な関係者を説得して、資金や労力を引き出していく。この資源をプログラムに変換してサービスを供給することがNPOがやっていることです。

資金や労力を提供してくれる人たちの中でも、行政は非常に大きなファクターです。企業からの寄付や、事業収入も財源としてはわかりませんが、地域の公共政策に応えるための税金を集めている行政との協働は、またちがった意味合いがあります。

地域公共政策の責任を行政に預けてはいけません。積極的に問題を提案して、そこに予算をどこから持ってくるかという話をしていくべきです。公的な場で承認させるという手続は行政がやります。その公的な場、審議会や委員会にもNPOから委員が出ていることがありますから、地域の実情と具体的な提案を説明しておきましょう。実際は現状をよくわからない人々が物事を決めていることが多く、その実行も行政の机の上で決まる。これを変えるためには、

政策決定のプロセスをよく研究して、次に打てる手は何かということからやっていく必要があります。

さまざまなタイプの協働

協働の3つのステップのそれぞれの段階で、どんな協働のパターンがあるか考えてみましょう。(図表13) 行政と無関係にやっていますというのもあるでしょうし、行政の支援を受けてスタートしたものもあるでしょう。次第に事業が成長していく様子が分かりますね。

協働とは、行政がお金を出す形だけではない。予算は民間の財団からもってきて、共催でやりませんかという提案でもいいのです。以前、私も財団から助成金を取ってきて、行政とともに実行委員会を組んでやったことがあります。予算は私たちが付けていますので、態度が大きくなります。行政の人がお金を出していると態度が大きくなる理由がわかりました。(笑)

金の出所ではなくて、きちんとした目標を共有して、いつまでにどの程度のことを実現するかをともに考える関係になれるのが理想です。

委託に対する考え方

しかし、委託の場合は「トランザクション」ですから、あくまで相手を利用しているのに過

ぎないのです。契約に基づいて仕事をしているのですから、受けたのにぶつぶつ文句を言っはいけない。

委託は財源としてだけ見るのではなく、なぜこの委託の仕事を受けるのかをよく自己点検せずに委託を受けるのはよくありません。

委託する仕事とは、本来行政がやるべき仕事だという大前提がある。助成や補助金は支援であり、相手がいいことをやっているから出そうという考え方です。行政がやるべきことをやる能力がないとか、行政よりよくやる人が外側にいる、あるいは外に出したほうが安いとかいう単純・明白な理由があって、委託をするわけです。その仕事は失敗が許されない。委託は一定の成果を確実に挙げなければいけない。

委託を次のステップへつなげる

NPOにたとえお金があっても、なんでも単独でやるというのでは、社会変革はできません。

1円も出してなくても、自治体が共催という形で名前を連ねれば、意味合いがちがってきます。

多文化共生は、問題が広範に起きてきて、ある意味でわかりやすくなっています。行政の方も困っているわけです。最初のテーブルの作り方さえうまくやれば、協働の大きな枠組みが動くという気がします。

NPOには、「つなぐ」とか「壁を越える」という仕事もあります。行政に提案をし、委託の仕事が出たとき、丸ごと預けてやってくださいというタイプもあれば、細かく介入、管理して仕事をする方もいます。それでいやになるNPOもありますし、丸っきり預けられて、どうしていいかわからなくて困っているNPOの方もいる。

「予算が100万しかないけどやってくれないか」という話もあります。私どもはそれでもやるときがあります。なぜかという、やれることを証明しない限り次が来ないからです。原則論だけで、そういうものは受けるべきでないという人もいますが、それを受けることで次の展開が見込めるなら、受けてもいい。だから安くてもやる。けれどもそこに提案を入れていく。

いずれの場合も、全部、NPOで抱え込んでやるのではなくて、行政と一緒に取り組むのが大切です。市民参加の事業をやるプロセスのノウハウは、行政にも蓄積したほうがいいでしょう、だから一緒にやりましょうという形にすることです。

図表14 協働のステップと具体例（ワークシート）

プロジェクトのテーマ	単独で実施	ステップ1 (支援)	ステップ2 (トランザクション)	ステップ3 (戦略的パートナーシップ)
(例)生活相談	多言語ホットライン	へ助成	多言語生活マニュアルの作成委託	外国人住民施策策定への参画
医療・保健	医療相談会の実施	検診車の派遣	住民検診事業の委託	医療費補填制度実現
教育・保育	多文化保育園の立ち上げ	立ち上げへ助成	保育の「多文化」化	共通の保育カリキュラム策定
	進路ガイダンス	教育委員会の後援	学校通訳・補助員制度の活用	多言語進学情報提供事業
あなたの団体は？				

FAQ (よくある質問) 2 : 「外国人と教育」編

Q1 . 外国人は義務教育ではないのか？

日本の学校教育法では、日本国民を対象としているので、外国籍住民は義務教育にはあたりません。就学に関する通知も、案内という名称で出しているところが多いです。

入学は教育委員会が決定します。通常、外国人登録時に、就学年齢の子どもがいる場合は、教育委員会へ連絡し、校区の学校や外国人児童・生徒の受け入れ校への編入学手続きがとられています。しかし法的な根拠がないため、何の案内も行かなかつたり、外国人登録時に就学の手続きについて説明がされないことがあっても、問題になりません。

一方、本文にもありましたが、いじめなどが原因で通学をあきらめるケースもありますが、この場合も「退学」の手続きをとることが可能なのも、外国人が義務教育にあたらないとされているためです。

Q2 . 外国人の子どもの教育は誰に責任があるのか？

日本も批准している「国際子ども権利条約」には、国籍や言語などのちがいがなく、すべての子どもに教育を受ける権利があるとしています。その意味では日本政府には、日本国内に居住するすべての就学年齢にある子どもの教育に責任があります。また、ブラジル人学校の中には、本国と同じカリキュラムで授業を行い、本国の中学卒資格試験への対策を売りにしているところもあります。ブラジルの文部省などもサポートの動きがあります。多文化共生の時代には、これまでの法律や習慣を越えた新しい考え方が必要になっていると思います。

Q3 . オースティンの子どもでも、日本の学校に通えるのか。

同じく子ども権利条約や、国際人権規約などであきらかです。ひとつの法律に違反していることで、医療や教育を受ける権利がなくなることはありません。現に多くの教育委員会で、在留資格の有無に関係なく、子どもを受け容れています。

Q4 . ブラジル人学校のような民族学校の法的な位置はどうなっているのか？

文部科学省の教育課程に従って授業を行っている、いわゆる「日本の学校」は、学校教育法の1条にあたる学校という意味で「1条校」と呼ばれています。民族学校はこれにあたらない「各種学校」のあつかいです。またブラジル人学校やアメリカンスクールは各種学校にもあたらない、「私塾」のような位置になります。ですので、民族学校やアメリカンスクールを卒業しても、その資格は日本の教育課程では認められません。朝鮮学校の高等部に通う子どもたちが、並行して日本の夜間高校に通ったり、大検を受けているのはこのためです。

< 外国人と教育に関して参考になる書籍等 >

* 『多文化教育 - 多様性のための教育学』(中島智子編著・明石書店、1998)

* 文部科学省ホームページ：<http://www.mext.go.jp/>

報道資料のなかで、「日本語指導が必要な外国籍児童生徒の受け入れ状況」が発表されています。

(田村太郎)